



## 《会計・税務の知識》非上場株式の相続税評価

### はじめに

非上場会社の同族株主の所有株式の相続税評価に関して株式保有特定会社の判定基準である25%基準の合理性が争われていた訴訟について、2013年2月28日に東京高裁が国税当局の更正処分を取り消すという判決が下されました。

この判決が確定したことにより、国税庁は財産評価基本通達の改正案を公表し、5月27日付けで改正の内容が決定しました。

今回は、「株式保有特定会社って何？」というところから「それで今回の改正で実際にどのような影響があるの？」という素朴なギモンについてさらっとまとめてみたいと思います。

### 1. 株式保有特定会社って何ですか？

非上場会社の同族株主が所有する株式を相続税評価する際に、その非上場会社がどのような会社区分に該当するかによってその非上場株式の評価方法が決まります。

具体的には、①会社の規模（大きさ）と②株式の保有割合（どれだけ会社に影響を与えているか）によって評価の対象となる会社を「大会社」、「中会社」、「小会社」、「特定の評価会社」の4つに分類され、それぞれ定められた評価方式によって評価が行われます。

このうち、「特定の評価会社」の中に含まれるのが株式保有特定会社です。株式保有特定会社とは、保有資産のほとんどが株式等で占められている特殊な会社を指します。

### 2. どのように評価しますか？

株式保有特定会社に該当する場合、評価は当該会社に固有の評価方法（S1+S2方式）で評価した価額と純資産価額のいずれか低い金額で評価します。

一方、「大会社」や「中会社」、「小会社」については類似業種比準方式と純資産価額のどちらか低い金額で評価することになります。詳細な計算の説明は省略しますが、要はこの会社区分が違っただけで評価方法が大きく変わることです。

一般的には、相続税評価をする際には類似業種比準方式で評価した方が、非上場株式の評価額は低く抑えられ、有利になると言われています。

### 3. 改正の内容

今回の改正によって、大会社の判定における株式の保有割合が、以下のように改正されました。

＜株式保有特定会社の判定基準＞

	株式保有割合
改正前	25%
改正後	50%

### 4. 今回の改正でどんな影響がありますか？

今回、株式保有特定会社に該当するか否かの判定基準である株式保有割合25%が50%に変更になったことにより、類似業種比準方式での評価の対象となる非上場株式が大幅に増えることとなります。したがって、相続評価がより評価額が低く抑えられる機会が増えた、ということになります。

### 5. 過去に払った相続税はどうなるんですか？

今回の改正は判決の確定によるものであり、過去に納付した相続税についても更正の請求をすることができます。

過去に遡って改正後の通達を適用した場合に、過去の相続税等が納めすぎになる場合には、その改正を「知った日」の翌日から2か月以内に更正の請求をすることにより過去の相続税の還付を受けることができます。

なお、法定申告期限等から5年（贈与税の場合は6年）を経過している相続税等については、法令上減額更正することができないとされているため、注意が必要です。

### 結び

今回の通達改正で、非上場株式の評価が以前よりも有利に働くケースが今後増えてくると考えられます。

また、過去の納税額についても還付されるケースがありますので、還付請求をお考えの方はぜひ当事務所までご相談ください。

（担当： 坂下）